

宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要

内 容

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、本年6月議会で承認された傷病手当金の支給について、国の支給適用期間が延長されたことに伴い、今後の再延長も視野にいれながら条例の支給適用期間を町の規則に委ねる改正を行う。

改正前 支給適用期間 令和2年1月1日から令和2年9月30日

改正後 支給適用期間 令和2年1月1日から規則で定める日

(下線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から附則第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項から附則第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に属する場合に適用する。</p>